「たよれーる給与業務支援サービス」利用約款

「たよれーる給与業務支援サービス」利用約款(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社大塚商会(以下、「当社」といいます。)が、お客様に提供する給与明細を配信するサービスおよび付加サービス(以下、「本サービス」といいます。)に関し定めるものです。お客様は、本サービスの利用申込みに先立ち、必ず本約款の内容を確認し同意の上、本約款の規定を遵守して本サービスをご利用頂くものとします。

- 第1条(総則)
 1. 本約款は、お客様と当社の間の本サービスに関する一切の関係に適用いたします。当社は、本約款は基づきお客様に本サービスを提供するものとします。
 2. お客様が本サービスを利用する際には、本約款を適用します。
 3. 当社が本サービスを利用する際には、本約款を適用します。
 4. 当社は必要な場合、当社からな範囲で本約款を変更することができるものとします。
 5. 本約款の変更は、当社からお参様に通知または告知され、お客様がその後もサービスを利用するごとも、当社がは必要な場合、自生のな範囲でありまたは告知され、お客様がその後もサービスを利用することをもって承諾とみなし、効力を有するものとします。
 6. 前3項の通知は、電子メール、書面または本サービスの提供サイトへの提示等、当社が適当と判断する方法により行われるものとします。
 7. 当社は本サービスの内容を、必要に応じて変更することができるものとします。
 5. 本約款に記じる用語の定義は、次の通りとします。
 7. 当社は本サービスの内容を、必要に応じて変更することができるものとします。
 7. 当社は本サービスの内容を、必要に応じて利用契約を解約できるものとします。
 7. 当社は本サービスの内容を、必要に応じて利力を行るのとします。
 6. 前3項の通知は、電子メール、書面または本サービスの提供サイトへの提示等、当社が適当と判断する方法により行われるものとします。
 7. 当社は本サービスの内容を、必要に応じて利力を解約できるものとします。たじ、お名様は当該要できるものとします。
 第2条(定義)
 「コートビス」とは、第14号および第15号から第17号までに定める付加サービスをいいます。
 (1) 「本サービス」とは、第14号および第15号から第17号までに定める付加サービスをいいます。
 (2) 「本システム」とは、当社所定の仕様に基づき、お客様が作成した従業員に対する給与、質与、源泉徴収明細等の内容を含むデータをいいます。
 (5) 「自身手アータ」とは、当社所定の仕様に基づき、お客様が作成した従業員に対するお知ら世等の内容を含むデータをいいます。
 (7) 「個別帳票データ」とは、別途定める契約によって当社が開発した帳票を利用して、当社所定の仕様に基づき、お客様が作成した従業員に対するお知ら世等の内容を含むデータをいいます。 ヌをいいます。 「給与明細配信期間」とは、お客様が給与明細データにより指定した給与明細配信がな
- | 給与明細配信期間」とは、お客様が給与明細データにより指定した給与明細配信がなされる期間をいいます。
 「システム担当者」とは、お客様における本サービス利用の責任者をいいます。
 「システム担当者ID」とは、当社からお客様に割り当てる、本システム上におけるお客様国の管理IDのことをいいます。
 「業務担当者」とは、システム責任者が指定する本システム使用の実務担当者をいいます。
 「業務担当者ID」とは、システム担当者IDから割り当てる、本システム上における
 業務処理を行うIDのことをいいます。
 「一般ユーザーID」とは、システム担当者IDおよび業務担当者IDより割り当てる、本システム上における第4号から第7号の配信を受けることの出来るIDのことをいいます。
- ます。
 「給与明細配信サービス」とは、お客様が社員マスタデータおよび給与明細データを本 システムに送信することにより、従業員に給与明細配信を行うサービスのことをいいます。 「年末調整オプションサービス」とは、お客様が送信した社員マスタデータの中からお 客様が「年末調整オプションサービス」を使用する従業員を選択し、申告書データの入 力、確認を行う付加サービスをいいます。 「通知書オプションサービス」とは、お客様が社員マスタデータ、通知書データを本シ ステムに送信することにより、当社が指定する通知書フォームで配信を行う付加サービ スをいいます。 (15)客様が
- スをいいます。 「個別帳票オプションサービス」とは、お客様が社員マスタデータ、個別帳票データを本システムに送信することにより、別途定める契約に基づいて当社が作成するフォームで配信を行う付加サービスをいいます。 「利用契約」とは、お客様および当社の間の本サービスの提供および利用に関する契約 よいいませ、 (17)

をいいます。 (利用契約の成立と使用許諾) 第3条

- をいいます。
 第3条 (利用契約の成立と使用許諾)
 1. お客様は、次のいずれかの方法により本サービス利用申込みを行うものとします。
 (1) 当社営業経由での申込
 当社担当営業を通じて当社所定の申込書または受付システムより申し込む方法。
 (2) インターネット経由での申込
 当社け上当営業を通じて当社所定の申込書または受付システムより申し込む方法。
 (2) インターネット経由での申込
 当社が、大学による本サービス利用申込みを受けた後、利用を承諾する場合には本サービス提供環境の設定を行い、設定終了後にお客様に対しシステム担当者IDを1つのみ通知するものとします。
 3. 前項のお客様へのシステム担当者IDの通知をもって、利用契約は成立するものとし、当社はお客様に対し、本システムの利用を許諾するものとします。
 4. お客様に対し、本システムの利用を許諾するものとします。
 4. お客様に対し、本システムの利用を許諾するものとします。
 5. お客様は、第1項 (1) 当社営業経由での申込または(2) インターネット経由での申込の場合は、本サービス利用のための設定および運用・操作に関する指導サービスの契約を当社と別途締結するものとします。
 第4条 (システム担当者)
 1. 本サービスの利用にあたり、お客様は、自社内よりシステム担当者を1名選任し、当社に対し事前に通知するのかとします。システム担当者を変更するときも同様とします。
 2. システム担当者は、当社との連絡および協議の任にあたるとともに、本サービスを適正に運用するよう努めるものとします。
 3. 当社は、必要に応じてシステム担当者に対し適正な運用をするよう直接指示できるものとします。
 5.5条 (業終和当者)

- 3. 当社は、必要に応じてシステム担ヨ有に対し四単でななパープします。 第5条 (業務担当者)
 1. 本サービスの利用にあたり、お客様が選任したシステム担当者が、自己の責任と負担において業務担当者に別を発行できるものとします。
 2. 業務担当者は、自己の責任と負担において業務担当者IDを管理するものとし、本サービスを適正に運用するよう努めるものとします。
 6条 (お客様の義務) 業務担当者ID、一般ユーザーIDまたはそれに付随するパスワード等の管理および使用はお客様の責任とし、第三者にこれを開示してはならず、また、これらを第三者に譲渡または貸与する等、第三者の利用に供することはできません。また、使用上の過誤または第三者による不正使用等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ルウと第二十に戦攻よりにはよって、上では、当社は一切の責任を負わないものとします。
 2 お客様は、システム担当者ID、またはパスワード等を失念もしくは紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに当社に届け出るものとします。この場合、システム担当者ID またはパスワードの通知または再発行については当社所定の方法によるものとします。
 3 お客様は、社員マスタデータ、給与明細データおよび申告書データの送信に対し、当該データに不備が無い事を確認するものとします。
 4 お客様は、社員マスタデータ、 おちのとします。
 4 お客様は、本サービスの利用中に、本システムに何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
 5 お客様は、本システムに過大な負荷を発生させる行為をしてはならないものとします。
 第 7条(住所変更等の通知義務)
 1 お客様は、本りステムに過大な負荷を発生させる行為をしてはならないものとします。
 第 7条(住所変更等の通知義務)
 1 お客様は、本りステムに過したも負荷を発生させる行為をしてはならないものとします。
 2 お客様が前項の通知を怠ったため、当社からお客様に対してなされた通知まな比と付された書類等が延着または不到速となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなし、お客様が前項の通知を怠ったために生じた損害については、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当社は、本システムが保有するデータを本サービス遂行の目的の範囲内でのみ使用するものとします。

- 第8条 (禁止事項) お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 (1) 当社、もしくは第三者の名誉、信用、ブライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはその虞のある行為。
 (2) 当社、もしくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはその虞のある行為。
 (3) 当社、もしくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはその虞のある行為。

- (3) 当社、もしくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはての頃のある行為。 ある行為。 (4) 犯罪行為もしくは犯罪行為をそそのかせる行為、またはその虞のある行為。 (5) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはその虞のある行為。 (6) 本サービスの提供を妨害する行為、またはその虞のある行為。 (7) 第三者の本サービスの利用支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはその虞のある行為。 (8) コンピュータウィルスまたは他人の業務を妨害するもしくはその虞のあるコンピュータ・ブログラムを、本サービスを利用して使用し、第三者に提供し、またはその虞のある行為。 (9) その他、他人の法的利益を侵害し、または公序良俗に反する方法もしくは態様にて本サービスを利用する行為。 第9条 (利用料金)

- (9) その他、他人の伝的利益を授書し、または公片技術に及りる方法もしくは態味にしなり。
 第9条 (利用料金)
 1. 本サービスの利用料金、算出方法は、別表1から別表4の料金表に定めるとおりとします。また、お客様は、別表1から別表4に定める料金を別途定める支払方法により支払うものとします。こ本サービスの利用料金は、サービス利用申込日の翌月より発生するものとします。
 3. 本サービスの利用料金は、サービス利用申込日の翌月より発生するものとします。
 3. 本サービスには最低利用期間が設定されており、別表1から別表4に定める利用料金の発生した月より6ヵ月間とします。
 第10条(各付加サービスの利用契約の成立と使用許諾)
 1. 当社はお客様の各付加サービス利用申込みを受けた後、利用を承諾した場合には各付加サービス税無時であるをした。客様に対し流のさます。
 2. 前項のお客様への通知をもって、各付加サービスの利用契約は成立するものとします。
 3. 前項のお客様への通知をもって、各付加サービスの利用契約は成立するものとします。
 第11条(本ンステムの作動)
 1. 当社は、正常な稼動環境の下で本システムが操作マニュアルに合致して作動しない場合、合致するよう修補するものとします。
 2. 本条の規定は、本システムの作動に関して当社がお客様に負う一切の責任を規定したものであり、当社はお客様で必要三者に対しても、前項の修補以外には本システムの作動に関し、いかなる責任も負わないものとします。
 第12条(本ンステムの放降・停止時の復日の便宜に備えて、お客様の社員マスタデータ、給与明細データ、その他オプションサービスでお客様が作成する各データにつき日次単位でバックアップを行うとともに、お客様の利用するデータ領域への第三者またはコンデータウィルス等の侵入を防ぐよう努めるものとします。
 第13年はが本ンステムの報用は終されたお客様の「給与明細データ」、「個別帳票データ」を保存する期間は84カ月とし、「申告書データ」、「保存する期間は84カ月とします。
 3. 前2項にも拘らず、当社はデータの保全を保証するものではなく、何らかの事由で保存期間中に減失した場合でも、当該原因を問わず当社はいかなる責任も負わないものとします。
 4. 当社はよる年齢に対して、次の区域と変働時間)
 当社はお客様に対して、次の区域と映画に

- 第13余 (キン人アムの利用区域と時間にて、本システムの使用を許諾します。
 (1) 本システムの利用区域:日本国内
 (お客様の責任において、国外からのアクセスを行う場合は、それを禁止するものではありません)
 (2) 本システムの稼動時間:24時間365日(ただし、本約款第17条の場合を除きます)
 第14条(問い合わせ)

第19条(当社の免責等)

1. 通信手機の障害等
通信信機器・回線およびコンピュータ等の障害並びに電話の不通その他、当社の責に帰すべからざる事由により、お客様が本システムに接続できなかった場合もしくは当社の義務の履行が遅延し、またはその履行が不能となった場合、当社は、それによってお客様に生じた損害について責任を負わないものとします。

2. 端末の不正使用等
当社が受信したシステム担当者ID、業務担当者ID、それに付随するパスワードが、当社で管理されているシステム担当者ID、業務担当者ID、それに付随するパスワードと一致する場合、当社は、当該送信がお客様によってなされたものとみなし、社員マスタデータおよび給与明細配信データ記載の内容にしたがって取り扱うものとします。当社は、システム担当者ID、表の内容にしたがって取り扱うものとします。当社は、システム担当者ID、表の内容にしたがって取り扱うものとします。または不正使用その他の事故があった場合であっても、それによってお客様に生じた損害については、「切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、災害・事変等やむをえない事由によりお客様に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

4. 本サービスに関しお客様の責めに帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、お客様は、その損害を補償する義務を負います。

2. 利用契約に関しお客様の責めに帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、お客様は、その損害を補償する義務を負います。

2. 利用契約に関しお客様の責めに帰すべき事由により当社には、これについて一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、本サービスの提供について、当社の責めに帰すべき理由により、お客様に対し本サービスを提供できなかった場合は、損害の賠償をするものとします。ただし、当社が負責損害の賠償をするものとします。ただし、当社が負責損害の賠償をするものとします。ただし、当社が負責損害賠償の額は、第23条第3項に規定された場合を除き、本サービスに係わる利用料金の月額料金(1か月分)を越えないものとします。

金の月額料金(1か月分)を極えないものとします。 第21条(秘密保持義務) 1. お客様および当社は、相手方の書面による承諾なく、本サービスに関連して相手方から開 示された相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密および本システムが保有する データの内容(以下「秘密情報」といいます)を利用期間中はもとより、利用期間終了後 も第三者に対しては、開示、漏洩しないものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する情報は秘密情報から除外するもの

- ・第三者に対しては、開示、漏洩しないものとします。
 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する情報は秘密情報から除外するものとします。
 (1) 開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの。
 (2) お客様、当社が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。
 (3) 第三者から秘密情報保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
 (4) 相手方からの開示以降に開発されたもので、相手方からの情報によらないもの。
 (5) 監督官庁より開示要請のあったもの。
 (5) 監督官庁より開示要請のあったもの。
 (5) 監督官庁より開示要請のあったもの。
 第22条(個人情報保護)
 1. 当社は、契約者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の本サービスを申し込む情報」といいます)を個人情報として扱うものとしませ、シャルます)を個人情報として扱うものとします。これは、当社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を誘じるものとします。なり、セキュリティ保護のために、アクセス管理、その他の方法を適宜使用するものとします。
 3. 当社は、当社の責任において、個人情報に関する事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を誘じるものとします。なお、当社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合も、当社は、当社の責に帰すできない事由から生じた損害が生じた場合ものとします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および強失利益については、当社は責任を負わないものとします。情報ともカチ見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および強失利益については、当社は、本サービスにおける個人情報保護方針」に従って取り扱うものとします。情報セキュリティ基本方針」および「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとします。情報セキュリティ基本方針」おけたは、本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託することが当社は、本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託することが当れば、本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第二者に委託することが当れば、本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託することが当なは、本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託することが当ませた。本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託することが当まします。

- 情報で表ュリティ基本方針: https://www.otsuka-shokai.co.jp/policy/個人情報保護方針: https://www.otsuka-shokai.co.jp/privacy/第23条 (業務委託)
 当社は、本サービスの全部または一部を自己の責任と負担において第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対して、本約款と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
 第24条 (知的財産権供きれるアプリケーション、コンテンツおよび本サービスの仕組みに係ろ知的財産権は、当社または第三者に帰属しています。お客様は、当社または当該第三者の事前の承諾を得ることなく、これらを複製、改変またはリバースエンジニアリング等しないものとし、第三者に実施させ、もしくは第三者の利用に供することもしないものとします。第25条 (反社会的勢力の排除)
 1. お客様および当社は、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしな引を行わないことを相手方に対して確約力をものとします。
 2. お客様および当社は、相手方が前項に違反した場合は、相手方に催告をすることを要せずに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。第26条 (完全合意)
 本約款は、利用契約締結日におけるお客様と当社の同意を規定したものであり、利用契約締結日以前にお客様と当社間でなされた協議内容、合意事項または一方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本約款の内容とが相違する場合は、本約款が優先するものとします。

とします。 第27条(管轄裁判所)

12・2・2、『音報(ペウガ) お客僚および当社は、利用契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合 意管轄裁判所とします。 2・2 8条(準拠法) 本約款に関する準拠法は、日本法とします。

別表 1. 本サービス給与明細配信サービスの利用料金規定 本サービスの利用料金は次のとおりです(消費税を含みません)。 給与明細配信利用料 基本料金 2,200円 20IDを含む 21~ 100ID @110円 101~ 250ID @ 99円 251~ 500ID @ 66円

251~500ID @ 66円 501~1000ID @ 44円 1001~ @ 33円 ※ご利用月の間に一度でも明細参照が可能となった一般ユーザーIDの合計数を給与明細配信 利用料の計算対象とします。 ※諸経費の値上がり等相当の理由があると当社が判断したときは、当社は利用料の改定を行う 場合があります。

別表 2. 年末調整オプションサービスの利用料金規定 本年末調整オプションの利用料金は次のとおりです(消費税を含みません)。 年末調整オプション利用料 基本料金 88,000円 100IDを含む

5001~ @165円

5001~ @165円 ※お客様が設定した年末調整処理開始日から翌年1月31日の間で、本年末調整オプションの 対象として設定し、かつ処理が完了した(申告書データが確認済となった)一般ユーザーID の合計数を本年末調整オプション利用料の計算対象とします。 ※諸経費の値上がり等相当の理由があると当社が判断したときは、当社は利用料の改定を行 う場合があります。

- 別表 3. 通知書オプションサービスの利用料金規定 通知書オプションサービスの利用料金は次のとおりです(消費税を含みません)。 1 通知書 1 配信につき、ITDあたり11円 ※諸経費の値上がり等相当の理由があると当社が判断したときは、当社は利用料の改定を行 う場合があります。

- 別表4. 個別帳票オプションサービスの利用料金規定 個別帳票オプションサービスの利用料金は次のとおりです (消費税を含みません)。 1 通知書 1 配信につき、11Dあたり11円 ※諸経費の値上がり等相当の理由があると当社が判断したときは、当社は利用料の改定を行う場合があります。

2006年12月 制定 2006年12月 2008年 7月 2008年12月 2009年10月 2010年11月 2011年 1月 改改改改改改改改 2011年10月 2011年11月 2012年 1月 2012年12月 2013年 4月 2013年10月 2014年 4月 改定 2017年12月 改定 2023年 4月 改定